

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会員の種類) 第7条 本所の会員は、正会員及び特別会員とする。</p> <p><u>2 前項に定める正会員については、一般正会員及び特定正会員に区分することとする。</u></p> <p>(会員加入の承認) 第39条 会員加入の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会員加入申請者が会員持ち分を譲り受けた場合には、前2項の規定にかかわらず、会員出資金及び加入金の払込み並びに前項に規定する特別会費の納入を要しない。<u>ただし、会員持ち分を譲り渡す会員が第7条第2項に定める特定正会員の場合は、加入金の払込みを要するものとする。</u></p> <p><u>5 第7条第2項に定める特定正会員及び特別会員は、加入金の払込みを要しない。</u></p> <p><u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u></p> <p>(脱退会員に対する会員持ち分の払戻し) 第46条 会員は、会員脱退の日から1か月を経過し、かつ、脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会が終了した後でなければ、その会員持ち分の払戻しを受けることができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会員の種類) 第7条 本所の会員は、正会員及び特別会員とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(会員加入の承認) 第39条 会員加入の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会員加入申請者が会員持ち分を譲り受けた場合には、前2項の規定にかかわらず、会員出資金及び加入金の払込み並びに前項に規定する特別会費の納入を要しない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u></p> <p>(脱退会員に対する会員持ち分の払戻し) 第46条 会員は、会員脱退の日から1か月を経過し、かつ、脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会が終了した後でなければ、その会員持ち分の払戻しを受けることができない。</p> <p>2 (略)</p>

3 本所が脱退正会員(第7条第2項に定める特定正会員を除く。)に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額に第1号に掲げる額を加え、第2号に掲げる額を差し引いた額とする。

(1) 脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会において、当該直前の事業年度末における基本準備金、基本積立金及び別途積立金として承認された額の合計額

(当該直前の事業年度末において繰越不足金がある場合には、これを差し引いた額)を、当該直前の事業年度末における正会員数で除した額

(2) 脱退の日現在において、本所に臨時巨額の経費支出があるときは、そのうち、本所が理事会の決議により定める額を、脱退の日の前日現在の正会員数で除した額

4 本所が脱退正会員が第7条第2項に定める特定正会員及び脱退特別会員である場合の当該脱退会員に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額を限度として、本所が出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、その都度定めることとする。

(残余財産)

第107条 本所が解散する場合で、その債権、債務のすべてを清算したのち残余財産があるときは、解散決議現在の会員に均分する。ただし、解散決議現在の特定正会員及び特別会員への残余財産の分与については、第46条第4項を準用する。

付則

この改正規定は、平成13年12月14日から施行する。

3 本所が脱退正会員に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額に第1号に掲げる額を加え、第2号に掲げる額を差し引いた額とする。

(1) 脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会において、当該直前の事業年度末における基本準備金、基本積立金及び別途積立金として承認された額の合計額

(当該直前の事業年度末において繰越不足金がある場合には、これを差し引いた額)を、当該直前の事業年度末における正会員数で除した額

(2) 脱退の日現在において、本所に臨時巨額の経費支出があるときは、そのうち、本所が理事会の決議により定める額を、脱退の日の前日現在の正会員数で除した額

4 本所が脱退特別会員に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額とする。

(残余財産)

第107条 本所が解散する場合で、その債権、債務のすべてを清算したのち残余財産があるときは、解散決議現在の特別会員にその出資金額に相当する額を返還し、その残額を解散決議現在の正会員に均分する。